

農政課管理集会施設の利用に関するガイドライン

令和4年6月1日

結城市経済環境部農政課

1 対象施設

絹川地区多目的集会施設
上山川就業改善センター
江川地区多目的集会施設
農業者多目的運動施設
農産物加工実習施設

2 利用の見合わせ

以下の事項に該当する方は、利用を見合わせてください。

- ① 体調がよくない場合。
- ② 同居家族や身近な人に、感染が疑われる方がいる場合。
- ③ 海外から帰国・入国した方で、政府が指定する待機期間を経過していない方。

3 守っていただく事項

- ① 正しくマスクを着用すること（鼻やあごもしっかりカバーする）。
- ② こまめな手洗い、アルコール消毒による手指消毒をすること。
- ③ 密な状態にならぬよう、利用者同士の適切な距離（なるべく2m）をとること。
- ④ 会食をするときは黙食とし、また、会話をするときには大声を避けること。
- ⑤ 室内のこまめな換気を行うこと。

*利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は農政課まで（45-5177）、濃厚接触者の有無等を報告してください。